

長久手給食センター調理等業務委託に係る  
公募型プロポーザル 実施要領

令和2年8月

長久手市

## 1 目的

長久手給食センターにおける調理等業務を委託するにあたり、当該業務に関し、技術的に最適な委託候補者を選定するため、公募型プロポーザル方式で審査を実施することとし、その手続きについて必要な事項を定めるものとします。

## 2 業務等

### (1) 業務名

長久手給食センター調理等業務委託

### (2) 主な委託業務内容

詳細は、別紙「長久手給食センター調理等業務委託要求水準書」のとおり。

ア 長久手給食センターでの学校給食の調理業務（令和4年3月31日までは、保育園給食の下処理、洗浄等一部業務を含み、アレルギー対応給食の調理を除く。）

イ 長久手給食センターでの保育園給食の調理業務（本業務は、令和4年4月1日から履行とします。）

ウ アレルギー対応給食調理業務、配缶業務（本業務は、令和4年4月1日から履行とします。）

エ 配缶及び配送準備業務

オ 配送及び食器等回収業務

カ 食器、食缶、調理器具等の洗浄・消毒・保管業務

キ 残菜等の計量、処理（センター内の残渣処理システムによる）及び運搬

ク 調理施設及び設備の清掃並びに日常点検業務

ケ 学校における配膳業務

コ 材料検収業務

サ 上記に付帯するその他必要な業務

また、委託業務開始に向けた準備、トレーニング等を委託者と協議し実施すること。なお、委託業務開始に向けた準備、トレーニング等に係る費用は、受託者の負担とします。

### (3) 契約期間

契約締結の日から令和8年7月31日まで

### (4) 履行期間

ア 2(2)イ及びウの業務を除く業務

令和3年8月1日から令和8年7月31日まで

なお、契約の日から令和3年7月31日までの間は習熟訓練等の準備期間とします。

イ 2(2)イ及びウの業務

令和4年4月1日から令和8年7月31日まで

なお、契約の日から令和4年3月31日までの間は習熟訓練等の準備期間とします。

(5) 提案上限額

本業務に係る委託料の上限額は、次のとおりとします。

なお、この額は契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の規模を示すものです。

提案上限額（消費税及び地方消費税等の額を含む。）		
総 額		1,150,020,000円
年 度 別 内 訳	令和3年度 (令和3年8月～令和4年3月)	134,488,000円
	令和4年度	234,000,000円
	令和5年度	234,000,000円
	令和6年度	234,000,000円
	令和7年度	234,000,000円
	令和8年度 (令和8年4月～7月)	79,532,000円

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる事業者は、提案書類の提出日において、次に掲げる条件を全て満たす者としてします。

ただし、資格確認後から審査結果の決定日までに下記要件を欠く事態が生じた場合には失格とします。

- (1) 本市の入札参加資格者名簿に登録されており、役務の提供等の区分において、「学校給食(調理員派遣)」の取扱内容(小分類)の登録があること。
- (2) 学校給食法(昭和29年法律第160号)に規定する学校給食の調理業務について、過去3年以内に1施設の調理食数が、1日当たり3,000食以上の業務履行実績を有していること。

- (3) 別紙「長久手給食センター調理等業務委託要求水準書」の履行が可能であること。
- (4) 過去3年以内に、学校給食業務又は保育園給食業務において、食品衛生法（昭和22年法律第230号）に基づく営業の禁止若しくは停止の処分を受けていないこと。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適切な衛生対応の確認ができる場合は除く。
- (5) 製造物責任法（平成6年法律第85号）に規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険（PL保険）に加入している又は加入することが可能な者であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 次に掲げる者でないこと。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4の規定にいずれかに該当している者
- イ 長久手市指名停止要領に基づく指名停止措置又はこれに準ずる措置を受けている者
- ウ 会社更生法手続及び民事再生法手続開始からの申し立てを行った者
- エ 「長久手市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年12月25日付け長久手市長・長久手市教育委員会教育長・愛知県愛知警察署長締結）に基づく排除対象法人に該当する者

#### 4 プロポーザル実施スケジュール

※書類の受付等は、土曜日、日曜日及び祝日は行いません。

	項 目	日 程	提出方法
1	実施要領等の公表	令和 2年 8月 7日(金)	ホームページ
2	現地説明会参加申込期限	令和 2年 9月 3日(木)まで (午後4時まで)	持参又は 郵送(必着)
3	現地説明会	令和 2年 9月 5日(土) 令和 2年 9月 6日(日) 両日とも午前9時から午後5時までの間 実施日時は申し込み受付順になります。	
4	参加表明届の提出期限	令和 2年 9月15日(火) まで (午後4時まで)	持参又は 郵送(必着)

5	実施要領等に関する質問受付期限 (参加表明届提出者のみ質問可)	令和 2年 9月15日(火)まで (午後4時まで)	電子メール又は FAX
6	実施要領等に関する質問回答期限	令和 2年 9月23日(水) まで (午後4時まで)	ホームページ
7	提案書類の提出期間	令和 2年 9月24日(木)から 令和 2年10月 2日(金)まで (午前9時から午後4時まで)	持参又は 郵送(必着)
8	辞退届の提出期限	令和 2年10月 2日(金) まで (午後4時まで)	持参又は 郵送(必着)
9	書類審査に関する結果の通知	令和 2年10月16日(金)  参加者が3者を超える場合は、提出書類に基づき、市において書類審査を行い、最大3者までプレゼンテーション審査会前に選定し、選定結果について電子メールにより通知します。	電子メール
10	プレゼンテーション審査 (プレゼンテーション、ヒアリング)	令和 2年10月28日(水)	
11	プレゼンテーション審査の結果 通知・公表	令和 2年11月 4日(水)	書面 ホームページ
12	契約締結	令和 2年12月初旬	
13	委託業務開始準備	契約締結後から	
14	業務開始	令和 3年 8月 1日(日)	

## 5 参加手続

### (1) 現地説明会 (希望者)

#### ア 日時

令和2年9月5日(土) 午前9時から午後4時まで

令和2年9月6日(日) 午前9時から午後4時まで

※実施日時については、参加申込書の受付順とします。(下記オ(カ)参照のこと)

#### イ 場所

長久手市立長久手給食センター (長久手市岩作中権代1 1 番地3)

※学校配膳室の見学はありません。

ウ 内容

説明は応募者それぞれ個別で行います。所要時間40分以内。調理場内への  
入場あり

エ 現地説明会留意事項

- (7) 説明会への参加は1者につき3人までとします。
- (4) 検便の検査証明を当日持参してください。
- (6) 調理場内へ入場する際の服装等は参加申込み受付後に案内します。
- (5) 現場説明会では、質問の受付は行いません。質問がある場合は、5(3)の方法によること。

オ 現地説明会参加申込み方法

(7) 受付期限

令和2年9月3日(木)午後4時まで(締切厳守)

(4) 提出書類

現地説明会参加申込書(様式第1号)

(6) 提出方法

郵送(必着)又は直接持参

(5) 提出先

〒480-1103愛知県久手市岩作中権代11番地3

長久手市立長久手給食センター 担当加藤(問合せ先に同じ)

(7) 日時の決定通知

申し込み受付後、随時、電子メールで見学日時を通知します。決定通知の  
電子メール受領後は、電子メールによりその旨返信してください。

電子メールアドレス:kyushoku@nagakute.aichi.jp

(2) 参加表明

ア 受付期限

令和2年9月15日(火)午後4時まで(締切厳守)

イ 提出書類

参加表明届(様式第2号)

ウ 提出方法

5(1)オ(ウ)に同じ

エ 提出先

5(1)オ(エ)に同じ

## オ 辞退

参加者は提案書提出期限までに、プロポーザルの参加を辞退することができます。その場合、辞退届（様式第3号）を郵送（必着）又は持参で提出してください。

### (3) 実施要領等に関する質問（参加表明届提出者のみ質問可）

#### ア 質問方法

##### (7) 受付期限

令和2年9月15日（火）午後4時まで（締切厳守）

##### (i) 提出書類

質問書（様式第4号）

※質問内容は簡潔にまとめてください。

##### (ii) 提出方法

電子メール又はFAX

※必ず電話にて、送信したと連絡してください。（0561-62-3910）

##### (iii) 提出先

長久手市立長久手給食センター 担当加藤（問合せ先に同じ）

電子メールアドレス：kyushoku@nagakute.aichi.jp

FAX：0561-62-5029

#### イ 回答方法

##### (7) 回答期限（最終回答日）

令和2年9月23日（水）午後4時まで

##### (i) 回答

質問に対するすべての回答は質問者名を伏せた形で、市ホームページにて随時公表します。ただし、質問の内容によって本プロポーザルによる事業者選定に公平性を保てない場合には回答しないことがあります。

##### (ii) 質問留意事項

質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなします。

### (4) 提案書の提出

#### ア 受付期限

令和2年9月24日（木）から10月2日（金）午後4時まで（締切厳守）

ただし、土曜日・日曜日、平日午後0時15分から午後1時15分までを除く。

## イ 提出書類

### (7) 提案書（様式第5号～第15号、様式第6号に添付する書類）

- a A4判用紙、縦長横書き、左綴じ、ページ番号を付けること。
- b A4版用紙は片面で1ページとし、両面印刷の場合は2ページと数えること。
- c 様式に書き切れない場合は行を追加して記載してください。
- d 様式には必要に応じ、図表、写真、イラスト等の挿入は可能とします。

### (イ) 見積書（様式第15号） 用紙サイズA4縦

- a 見積金額は、総額のほか、毎年度ごとの内訳金額を記載してください。
- b 見積書に年度ごとの詳細な積算内訳書を添付してください。
- c 見積書に押印する印鑑は、会社印及び代表者印としてください。
- d 見積内容は、提案書等と同一のものとし、相違するものは認めません。
- e 見積書に記載する委託料の額は、希望契約金額の110分の100に相当する金額としてください。なお、この金額に取引に係る消費税及び地方消費税を加算した金額が、提案上限額を超えないようにしてください。

### (ウ) 提案書を補足するための説明資料（様式任意、用紙サイズA4縦）

5(4)イ(7)に同じ

## ウ 提出部数

正本1部及び副本7部（コピー可）

## エ 提出方法

直接持参又は郵送（必着）

※書類不備の場合は受付しません。訂正がある場合は連絡しますので、必ず提出期限までに訂正したものを提出してください。

## オ 提出先

〒480-1103愛知県久手市岩作中権代11番地3

長久手市立長久手給食センター 1階事務室窓口

担当加藤（問合せ先に同じ）

## (4) 失格となる提案書

次の各号に該当する提案は、失格とします。

- ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ウ 見積書に記載する委託料の額に取引に係る消費税及び地方消費税を加算した



金額が、「2 業務等 (5) 提案上限額」を超えているもの。

エ 虚偽の内容が記載されているもの。

(5) 留意事項

ア 提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容を承諾したものとします。

イ プロポーザルに要する経費は、すべて参加者の負担とします。

ウ 参加者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として、書類の作成者に帰属します。ただし、採用された案に係る著作権使用は、委託者に帰属します。

エ 提出された書類については、受付された後、内容を変更できないものとし、また、返却はいたしません。

オ 長久手市情報公開条例（平成13年12月26日条例第24号）の規定による公開請求により、提出書類の公開をする場合があります。

カ 本市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この応募に係る検討の目的であっても、本市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ又は内容を提示することを禁止します。

(6) プロポーザル実施要領等の交付

本委託業務に関するプロポーザル実施要領等は、長久手市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.nagakute.lg.jp/index.html>

5 審査

(1) 審査方法

提出された案は、長久手給食センター調理等業務委託業者選定委員会において、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施します。ただし、参加者が3者を超える場合は、事前に提出された提案書類に基づき市において書類審査を行い、3者を事前に選定します。審査結果については、事前審査は電子メールで、最終審査は書面で通知します。

(2) 審査基準

学校及び保育園給食の意義や目的を十分理解し、安全衛生管理が徹底しているなど、安心して安全な学校給食が提供できる事業者を選定するものとします。

審査に対する評価項目、評価の着目点及び配点は、別紙「長久手給食センター調理等業務委託業者選定基準」のとおりとします。

### (3) プレゼンテーション審査の実施

#### ア 日時及び場所

令和2年10月28日(水)午後

※審査の順番は、提案書類の受付順とします。

※実施の詳細については、書類審査実施後に電子メールで通知します。日時の通知を受領したら、確認した旨を電子メールにより返信してください。

#### イ 実施時間

20分程度(説明10分以内、質疑10分程度)

#### ウ 出席者

3人までとします。

#### エ 準備する物

スクリーン、プロジェクター、延長ケーブル及び電源は、委託者で用意します。パソコン等、それ以外に必要なものがある場合は、参加者各自で用意してください。

#### オ プレゼンテーション審査留意事項

プレゼンテーションでの追加資料は認めません。画像についても提出した書類のみを使用すること。

### 6 その他

- (1) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)の規定によるものとします。
- (2) この通知後、選定委員会委員と本業務に関する接触を求めた者は、失格とします。
- (3) この要領に記載ない事項については、必要に応じ、長久手市が定めるものとします。

### 7 問合せ先

長久手市教育部給食センター(担当:加藤(哲)、加藤(紀))

〒480-1103 愛知県長久手市岩作中権代11番地3

長久手市立長久手給食センター内

電話 0561-62-3910(代表)

FAX 0561-62-5029

電子メールアドレス kyushoku@nagakute.aichi.jp

(メールの受信上限は5メガバイトとなっております。)